

従業員のマイナンバーの取扱

従業員が結婚・出産した場合のマイナンバーの収集、手続きについて

(1) 従業員が結婚した場合

- ① 従業員が結婚して、姓が変わったり住所が変わったりした場合には、個人番号カードの記載事項は変更されます。しかし、マイナンバー自体は変わらないので、追加的な本人確認を実施する必要はありません。

ここでいう本人確認とは、当該従業員となった時における確認で、原則として、

イ マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元確認）

ロ 通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）

ハ マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）

などで確認を行うものとなります。

また、従業員に扶養範囲内の配偶者ができた場合、その配偶者につき、「扶養控除等申告書」に当該配偶者のマイナンバーを記載することとなります。本人確認については、従業員本人が行うこととなります。

- ② 配偶者が国民年金第3号被保険者に該当する場合は、第3号被保険者の届出を行うこととなります。

(2) 出産した場合

出産の場合にも、「扶養控除等申告書」の追加記載が必要となります。この場合も本人確認は、従業員本人が行いますので、会社は本人確認を行う必要はありません。